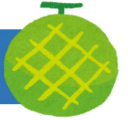




出産時

出生届



【届出期間】

生まれた日から 14 日以内

※14 日目が土・日曜日の場合は次の開庁日まで、祝日の場合は翌日まで

【届出人】 原則「父」または「母」

【届出先】 生まれた子の父母の本籍地か住所地または生まれた場所の市町村役場

【届出に必要なもの】

- ・届出書 1 通・母子健康手帳
- ・医師（助産師）の出生証明書（届出書の右欄）
- ・健康保険証（お子さんが入る予定のもの） ＊乳幼児医療費助成で使用します
- ・受給者の健康保険証及び預金通帳 ＊児童手当で使用します（共済以外の方）

【窓口】 総合ケアセンターゆくり内 住民課 町民生活グループ

※赤ちゃんの名は、人名用漢字・常用漢字・ひらがな・カタカナに限られています。

※赤ちゃんのマイナンバーは、出生届をしてから 2～3 週間程度後に郵送（簡易書留）で個人番号通知書が送られてきます。

健康保険加入



○国民健康保険に加入する場合は、住民課 町民生活グループへ届出をしてください。

国民健康保険の手続きは、出生から 14 日以内にしてください。

乳幼児医療費の助成・・・0 歳から就学前のお子さまが、医療機関に入院・通院した場合医療費の助成があります。詳しくは P.20 をご覧ください。

出産育児一時金



健康保険から出産費用の一部が給付される制度

出産の際に支給される出産育児一時金を健康保険が直接医療機関に支払う制度です。

詳細は、医療機関にご確認ください。

児童手当



児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付です。

●出生から 15 日以内 に届出をしてください。※詳しくは P.25 をご覧ください。

もやせるごみ用指定ごみ袋支給事業



※詳しくは P.3 をご覧ください。



妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要に支援につなぐ**伴走型相談支援**の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の負担軽減を図るため**経済的支援**（出産応援給付金・子育て応援給付金）を一体として実施する事業です。

【伴走型相談支援】

全ての妊婦さん・子育て世帯に対し、以下を実施します。

- ・妊娠届出時・母子健康手帳交付時の面談
- ・妊娠期の相談
- ・妊娠7～9か月前後の面談 ○ ○ ○
- ・新生児訪問時、乳児家庭全戸訪問時の面談

妊娠届出時・母子健康手帳交付時に配布したアンケートを妊娠7か月頃に返送していただき、希望者のみ面談します。

*詳しくは子育て支援グループへお問い合わせください。

【経済的支援】

出産育児関連用品の購入負担軽減を図るため、**出産応援給付金・子育て応援給付金**(各現金5万円)の支給をします。

*詳しくは子育て支援グループへお問合せください。